

事 務 連 絡

平成 29 年 10 月 12 日

賃貸住宅所有者及び関連事業者各位

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課長

改正住宅セーフティネット法に関する制度説明会の開催について（ご案内）

仲秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は本県の住宅行政の推進について格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月26日に改正された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる「住宅セーフティネット法」が10月25日に施行されます。本県においても、同法の施行により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度とともに住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助及び家賃等低廉化補助などの各種支援制度も開始する予定です。

つきましては、改正住宅セーフティネット法の概要、国が実施する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助のほか、本県が実施を予定している各種支援制度等について、下記のとおり説明会を開催します。事前の申込みは不要ですので、是非ご参加下さい。

記

1 日 時：平成 29 年 10 月 20 日（金）15:30～

2 会 場：兵庫県庁西館大会議室（地下1階 旧「県民小劇場」）【下図参照】

神戸市中央区下山手通5-10-1 電話：078-341-7711（内線 6631）



JR西日本・阪神「元町」駅
西口下車北へ徒歩約8分
神戸市営地下鉄「県庁前」駅
下車すぐ

※県庁内には駐車場はございません。周辺駐車場をご利用いただくか、公共交通機関をご利用ください。

3 議事次第（予定）

(1) 住宅セーフティネット制度について

ア 改正住宅セーフティネット法の概要について

イ 兵庫県賃貸住宅供給促進計画及び住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録手数料について

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する各種支援制度について

ア ひょうご住まいづくり協議会について

イ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修工事費補助について（国及び県）

ウ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助について

エ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃債務保証料低廉化補助について

(3) その他

4 申込み不要

当日会場までお越しいただき、御名刺（1枚）を受付にお渡しいただくか、受付け簿に記入下さい。

5 お問い合わせ先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課住宅政策班 鈴木

電 話：078-362-3583

ファクシミリ：078-362-9458

e-mail：Hidenori_Suzuki@pref.hyogo.lg.jp